

令和3年度 集団指導資料

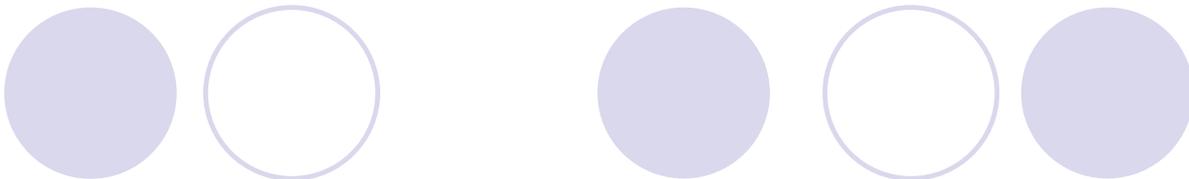
【施設・通所（就労系を除く。）・居住系サービス編】

令和4年3月

岡山県 保健福祉部
保健福祉課 指導監査室

目次

I 報酬に関する事項（総則）	3
II 実地指導における主な指導事項等		
1 はじめに	17
2 主な指導事項	17
(1) 基本方針に関すること	18
(2) 運営基準に関すること	18
(3) 報酬に係る算定基準に関すること	26
III 参考資料（厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料）		
1 障害福祉の現場で働く方々の収入の引上げについて.....		32
2 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運用等 について	37
3 障害者虐待の未然防止・早期発見等について	54



I 報酬に関する事項(総則)

○サービス提供時の報酬の算定

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを提供した際の報酬の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)平成31年3月25日厚生労働省告示第87号改正」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となる。
- 具体的には、単位数に**10円**を乗じて得た額(基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護、基準該当行動援護については**8.5円**を乗じて得た額)にサービス**提供事業所が所在する地域区分に応じた割合**を乗じて得た額、療養介護については、単位数に10円を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、平成30年4月1日時点で、岡山市が「七級地」、それ以外は「その他」となった。

「七級地」の単価(厚生労働大臣が定める一単位の単価)

共同生活援助:1000分の1024

施設入所支援:1000分の1020

就労継続支援A型・B型:1000分の1017

上記以外:1000分の1018 ※療養介護は1000分の1000

※「その他」は全て1000分の1000

○加算の算定期

- 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、**届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から**、算定を開始するものとなる。

※平成19年10月からインターネット請求に変わったことに伴い、県においては、各事業所の加算情報を国保連合会へ報告することとなり、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の突合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いしたい。

■ 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着支援に係る基本報酬又は加算は、前年度又は前年度末日の実績に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、**翌年度4月からの基本報酬の算定区分や加算の届出は4月中に届出を行うことを認める。**

なお、当該加算等を4月より新たに算定することについて、**利用者等に十分な説明を行い、周知を図ること。**

○事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の取扱い

- **事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となる**ものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定取消処分等をもって対処することになる。
- また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、**不当利得になるので返還措置を講ずることとなる。**

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手続となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

- 指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、**速やかにその旨を届け出る**こと。
なお、この場合は、**加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わない**ものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになるが、悪質な場合には指定取消処分等をもって対処することとなる。

○利用者に対する利用料の過払い分の返還

- 不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、**返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること**。その場合、返還に当たっては**利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておく**こと。

○算定上における端数処理について

■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、**基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)**を行う度に、**小数点以下の端数処理(四捨五入)を行う**。つまり、**絶えず整数値に割合を乗じていく**計算となる。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(例) 居宅介護(居宅における身体介護2時間30分以上3時間未満で815単位)

- ・ 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70%

$$815 \times 0.70 = 570.5 \rightarrow 571 \text{ 単位}$$

- ・ 基礎研修課程修了者で深夜の場合

$$571 \times 1.5 = 856.5 \rightarrow 857 \text{ 単位}$$

※ $815 \times 0.70 \times 1.5 = 855.75$ として四捨五入するのではない。

■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる**1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする**。

(例) 前記の事例で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)

- ・ $857 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 3,428 \text{ 単位}$

$$3,428 \text{ 単位} \times 11.20 \text{ 円/単位} = 38,393.6 \text{ 円} \rightarrow 38,393 \text{ 円}$$

○障害福祉サービス種類相互の算定関係について

- 介護給付費等については、**同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない**ものであること。例えば、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「日中活動サービス」という。)を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護(家事援助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。
- また、**日中活動サービスの報酬**については、**1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価**していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号口に規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を算定した場合を除く。)には、**同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない**。

○日中活動サービスのサービス提供時間について

- 日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、**適切なアセスメントを行う**ことを通じて、**当該利用者ごとの個別支援計画を作成**しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。
- また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ**運営規程において定めておく**必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、**事前に十分説明を行う**必要があること。

○加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

- 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、**当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる**(ただし、**新規開設又は再開の場合は推定数**による)。この場合、利用者数の平均は、**前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数(就労定着支援及び自立生活援助については、当該前年度の開所月数)で除して得た数**とする。この平均利用者数の算定に当たっては、**小数点第2位以下を切り上げる**ものとする。
- 療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

○人員配置の見直しについて

- 障害福祉サービス事業では、事業種別によっては、前年度の利用者の平均値によって、人員配置が決定される仕組みとなっており、**毎年度4月1日を基準日として見直しを行う**こととされているので、各事業者においては、**自主点検を行う**こと。(※点検結果書類については提出不要だが、事業所において保管しておくこと。)

※前年度の利用者数の平均値の求め方

当該年度の前年度の延べ利用者数 / 開所日数 (小数点第2位以下切り上げ)

算出例

対象期間:平成31年4月～令和2年3月		
延べ利用者数(A)	開所日数(B)	利用者の平均値(A)÷(B)
4,125	269	15.4

加算の算定に変更があれば体制届等が必要

○新設・定員の増減の場合の利用者数について③

- 定員を**減少**する場合には、**減少後3か月の延べ利用者数を当該3月間の開所日数で除して得た数**とされている。

○ 定員減の場合

定員減

3か月

～次の3／31まで

～次の3／31まで

変更後の定員(期間①)	期間①の平均利用者数	前年度の平均利用者数(前年度に定員減少前の期間がある場合は、その期間を除いて計算)
-------------	------------	---

※利用者数の推定は適切な方法により行うこととされていることから、定員増から6か月間及び定員減から3か月間について、**岡山県では上記のとおり取り扱うこととする。**

○定員規模別単価の取扱いについて

- ① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、運営規程に定める**利用定員の規模に応じた報酬を算定**する。
- ② ①にかかわらず、**共生型障害福祉サービス事業所**については、共生型障害福祉サービスの利用定員、指定障害福祉サービス等の利用定員及び介護保険サービスの利用定員の**合計数を利用定員とした場合の報酬を算定**するものとする。また、**多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)**又は**複数の昼間実施サービス(指定障害者支援施設基準第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。)**を実施する**指定障害者支援施設等(以下「多機能型事業所等」という。)**については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの**利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定**するものとする。
- ③ 多機能型事業所等のうち**指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。)**の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、**当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定**するものとする。

○定員超過に該当する場合の所定単位数の算定

■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

■ 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

■ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号。以下「第550号告示」という。）の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

○過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

■ 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

（例） 利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合
 $30人 \times 22日 \times 3月 = 1,980人$
 $1,980人 \times 1.25 = 2,475人$ （受入れ可能延べ利用者数）
※3月間の総延べ利用者数が2,475人を超える場合に減算となる。

◆ ただし、定員（多機能型事業所においては、複数のサービスの利用定員の合計）11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

○多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

■ 多機能型事業所等における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

（例） 利用定員40人の多機能型事業所（生活介護の利用定員20人、自立訓練（生活訓練）の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- 生活介護 → $20人 \times 150\% = 30人$ （10人まで受入可能）
- 自立訓練（生活訓練） → $10人 \times 150\% = 15人$ （5人まで受入可能）
- 就労継続支援B型 → $10人 \times 150\% = 15人$ （5人まで受入可能）

○療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い①

■ 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員**50人以下**の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、**利用定員に100分の110を乗じて得た数を超える**場合に、当該1日について**利用者全員につき減算を行う**ものとする。

イ 利用定員**51人以上**の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、**利用定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える**場合に、**当該1日について利用者全員につき減算**を行うものとする。

■ 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

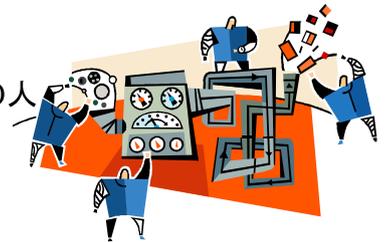
直近の**過去3月間の利用者の延べ数**が、**利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える**場合に、**当該1月間について利用者全員につき減算**を行うものとする。

例：利用定員50人の施設の場合

$$(50人 \times 31日) + (50人 \times 30日) + (50人 \times 31日) = 4,600人$$

$$4,600人 \times 105\% = 4,830人 (\text{受入れ可能延べ利用者数})$$

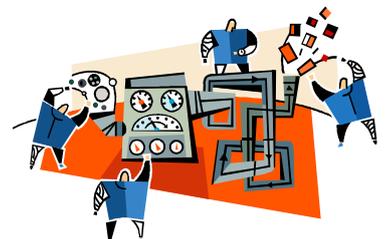
※3月間の総延べ利用者数が4,830人を超える場合に減算



○療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い②

■ 短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員超過利用減算及び大規模減算の取扱い

短期入所において**定員超過特例加算を算定している期間**については、**定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない**。



○利用者数の算定に当たっての留意事項

■ 利用者の数の算定に当たっては、次の(1)から(4)までに該当する利用者を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、**小数点以下を切り上げる。**

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合
- (2) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号)により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (3) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (4) 一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者

※知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導することになる。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消処分等を検討するものとする。

※なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用を行う場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について②

(2) 1割の範囲内で減少した場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における、従業者(夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員)の員数

……ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。

(1) 基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合

(2) 基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

3 1及び2以外の人員欠如

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

4 従業者の員数以外

(1) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

(2) 多機能型事業所等で、サービス管理責任者の員数等を満たしていない場合

(複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づく)

……当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について③

- 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する**人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となる**ものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。
- 共生型障害福祉サービスについては、**人員欠如による減算は行わない**。
- 届け出ていた従業者の人員配置を満たせなくなった場合には、指定障害福祉サービス事業所等は該当することとなった**人員配置を速やかに知事に届け出なければならない**。
- 知事は、**著しい人員欠如が継続する場合には**、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、**特別な事情がある場合を除き、指定取消処分等を検討するものとする**。

人員欠如は県への届出が必要！
(夜勤職員欠如も同様)



○夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス
施設入所支援
- 算定される単位数
所定単位数の**100分の95**とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の**単位数**とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。
- 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い
夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、**ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生**した場合であって、**その翌月**において**利用者の全員**(複数のサービス提供単位が設置されているときは、当該サービス提供単位の利用者の全員)について、所定単位数が減算されることとする。
 - ①夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において**夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生**した場合
 - ②夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が**4日以上発生**した場合
- 知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を指導し、当該指導に従わない場合には、**指定取消処分等を検討するものとする**。

○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

■ 算定される単位数

- 1 減算が適用される月から**3月未満の月**については、所定単位数の**100分の70**とする。
- 2 減算が適用される月から**連続して3月以上の月**については、所定単位数の**100分の50**とする。

※ 1及び2当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。

■ 個別支援計画未作成減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。

■ 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い

具体的には、**次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで**、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。

- ① **サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。**
- ② **指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。**

■ 知事は、当該規定を遵守するよう、指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、**指定取消処分等**を検討するものとする。

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について①

■ 対象となる障害福祉サービス

自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、自立生活援助

■ 算定される単位数

所定単位数の**100分の95**とする。なお、当該所定単位数は、**各種加算がなされる前の単位数**とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意する。

標準利用期間超過減算については、**指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に6月を加えた期間を超える**場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定取消処分等の対象となるものではないが、知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うことになる。

■ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い

- ① 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者(サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。)ごとの**利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間**について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの**利用者全員**につき、減算するものとする。

なお、「標準利用期間に6月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。

- ア **自立訓練(機能訓練) 24月間** イ **自立訓練(生活訓練) 30月間**

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について②

- ウ **就労移行支援 30月間**(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第6条の8**ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、42月間又は66月間**とする。)
- エ **自立生活援助 18月間**

- ② 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。
- ア 当該利用者の**サービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出**するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の2日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。
 - イ 規則第6条の6第1号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練(機能訓練)の利用者については、アにより算定した期間を1.75で除して得た期間とする。
 - ウ 規則第6条の6第2号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練(生活訓練)の利用者については、アにより算定した期間を1.4で除して得た期間とする。

○身体拘束等にかかる記録が未作成の場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス
療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助
- 算定される単位数
1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 当該減算については、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる**記録が行われていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算**することとなる。具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事に報告することとし、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間**について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。
- 知事は、当該記録の未作成が継続する場合には、記録の作成を行うよう**指導**する。当該**指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消処分等を検討**するものとする。

○複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて

- **複数の減算事由に該当する場合**の報酬の算定については、原則として、**それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合**については、**減算となる単位数が大きい方についてのみ減算**する。濃となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するに当たっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。

(例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合

→ 所定単位数の100分の50の報酬を算定

(例2) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合

→ 所定単位数の100分の70の報酬を算定

なお、知事は、複数の減算事由に該当する場合には、**重点的な指導**を行うとともに、当該**指導に従わない場合には、指定取消処分等を検討**するものとする。

○多機能型事業所等における一部加算の取扱い①

- 多機能型事業所又は複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるが、以下の加算については、**サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定**することとなるので、留意すること。

○ サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する加算

- ◆ 人員配置体制加算(生活介護)
- ◆ 常勤看護職員等配置加算(生活介護)
- ◆ 就労移行支援体制加算(生活介護・自立訓練・就労継続支援A型・B型)
- ◆ 夜勤職員配置体制加算(施設入所支援)
- ◆ 重度者支援体制加算(就労継続支援A型・B型)
- ◆ 賃金向上達成指導員配置加算(就労継続支援A型)
- ◆ 目標工賃達成指導員配置加算(就労継続支援B型)

国保連への請求においては、請求コード誤り等の注意が必要！

○多機能型事業所等における一部加算の取扱い②

※**本体報酬**については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、**全ての事業単位の定員を合算した定員により算定**。

(例) 就労継続支援B型(定員20名)と生活介護(定員10名)の多機能型事業所において、就労継続支援B型で目標工賃達成指導員配置加算を請求する場合

○本体報酬

定員 $20+10=30$ 人で、**定員区分21人以上40人以下**の区分を適用。

○目標工賃達成指導員配置加算

B型定員20人で算定するため、**当該加算については20人以下の区分**を適用。

○関係告示、通知

■報酬告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

■留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

適正な報酬算定及び請求に努めていただくようお願いいたします。

Ⅱ 実地指導における主な指導事項等

1 はじめに

実地指導が行われない年度においても、自主的な事業運営のチェックを年1回程度、定期的の実施してください。

(参考資料)

「実地指導における主眼事項及び着眼点」

○県指導監査室ホームページ掲載場所

「障害福祉サービス事業者のページ」→ 「3 障害福祉サービス等事業所指導関係」
→ 「実地指導における主眼事項及び着眼点（障害福祉サービス事業等）」

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/571629.html>

- ◇ 実地指導において文書指導をしたものの中には、報酬算定の誤りを指摘し、給付費の自主返還（過誤調整）を指導した例も複数件あります。
- ◇ 文書指導以外にも、何らかの運用誤りや記録の不備等に関する指摘・注意を行う事例も散見されます。
- ◇ 指摘内容については、文書指導の有無に関わらず、必ず改善を行っていただき、時間の経過とともに元に戻らないよう注意してください。
- ◇ 指定基準や報酬の要件等については常にチェックを行い、特に制度改定・報酬改定時には誤った運用を行うことがないように、管理者のみならず、従業員一人一人が意識して事業運営を行ってください。

2 主な指導事項

- これまでの実地指導等において、指摘が多かった主な事項をまとめたものです。
- 文書指導までは行っていないもの、また、指摘事例は少なくとも、極めて注意が必要と思われるものも掲載しています。
- 実地指導等において同様の指摘を受けることがないように、各指摘事項に該当する内容があれば、速やかに改善を図ってください。

(1) 基本方針に関すること

① 人権の擁護等

【主な指摘事項】

- × 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講じていない。
 - ・虐待防止責任者を設置していない。
 - ・従業者に対し、虐待防止に関する研修を実施していない。
- (2) ②を参照してください。

- ☞ 虐待防止責任者を設置し、重要事項説明書等に明記してください。
- ☞ 従業者に対する虐待防止に関する研修体制を整備してください。

(2) 運営基準に関すること

② 従業者の員数

【主な指摘事項】

- × 雇用する従業者と雇用契約書又は労働条件通知書を取り交わしておらず、どの事業所に属する職員か、常勤か非常勤か、どの職種の職員かが明確でない。
- × 人員配置の基礎となる前年度の開所日数及び延べ利用者数を算定していない。
- × 共同生活援助において、勤務形態の管理ができておらず、世話人と生活支援員の兼務者と夜勤者のシフトが混在し、それぞれの職種による月毎の常勤換算の人数が確認できなかった。

- ☞ 雇用契約書及び辞令等により、労働条件及び職種等を明確にしておいてください。
- ☞ 毎年度初めに前年度の開所日数及び延べ利用者数を算定しておいてください。
- ☞ 勤務職種ごとに勤務形態を管理し、人員基準を満たしているか毎月確認してください。人員基準を満たさない場合には、サービス提供職員欠如減算の適用が生じる可能性もあることに留意してください。

③ 契約支給量の報告等

【主な指摘事項】

- × 利用契約の際、受給者証記載事項その他必要な事項を支給決定市町村に対する報告が遅れていた。

- ☞ 利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項等の必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告してください。

④ 内容及び手続きの説明及び同意

【主な指摘事項】

- × サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を期した文書又は電磁的記録を交付して説明をする必要があるが、運営規程の職員の職種が誤っており、また、重要事項説明書においては、主な職員の配置状況、苦情の受付等について不備が見受けられた。
- × 重要事項説明書に第三者評価の実施状況についての記載がない。

- ☞ サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、実態と整合がとれた内容の文書を交付し説明を行ってください。
- ☞ 利用申込者への説明に使用する文書（例えば、重要事項説明書）には、第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、評価期間名称、評価結果の開示状況）を記載してください。
- ☞ なお、令和3年7月からは、文書に加えて電磁的記録（磁気ディスク等）による方法も可能になりました。

⑤ サービスの提供の記録

【主な指摘事項】

- × サービス提供の記録に際して、利用者からサービス提供の確認を受けていない。

- ☞ サービスを提供した際は、提供日、サービスの具体的内容、利用者負担額等利用者に伝達すべき事項について、利用者の確認を受けてください。

⑥ 給付費の額に係る通知等

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 法定代理受領により給付費の支給を受けたが、利用者にもその額を通知していない。

- ☞ 法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し給付費の額を通知してください。

⑦ 個別支援計画の作成等－1

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 個別支援計画の原案が作成されていない。
- × 個別支援計画の作成の際に、担当者会議を開催していない。
- × 個別支援計画作成に係る会議の開催日が利用者の計画同意日以降となっている。
- × アセスメント・モニタリングを支援員が行っている。
- × モニタリング（アセスメントを含む。）の記録がない又は不十分である。
- × サービス提供開始後に個別支援計画を作成している。

- ☞ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定サービスの目標及びその達成時期、指定サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成してください。
- ☞ 個別支援計画の作成においては、サービス提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、その原案について意見を求めてください。
- ☞ アセスメント及びモニタリングは、サービス管理責任者が実施してください。
- ☞ 個別支援計画は、サービス提供開始前に、利用者等の同意を得、当該利用者等に計画書を交付してください。

⑧ 個別支援計画の作成等－2

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 個別支援計画の見直しが、3月に1回以上行われていない。（自立訓練・自立生活援助）
- × 個別支援計画の見直しが、6月に1回以上行われていない。（上記以外）
- × 個別支援計画と実際に提供しているサービス内容が異なっている。

- ☞ 個別支援計画作成後、少なくとも6月（又は3月）に1回以上モニタリングによる計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更してください。
- ☞ サービス提供は、個別支援計画に従って行ってください。サービス内容を変更する必要がある場合は、個別支援計画を変更し、利用者の同意を得た上で行ってください。

⑨ 情報の提供等

【主な指摘事項】

- × 事業者のホームページやパンフレットに記載されているサービス提供時間が、運営規程や重要事項説明書に記載されている時間と異なっていることが確認された。

- ☞ 事業者は、当該通所支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいないことに留意し、ホームページやパンフレットの記載事項が実態と整合が図れているか定期的に確認してください。

⑩ 秘密保持等

【主な指摘事項】

- × 従業員に対し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らさないよう、就業規則に規定されていない。
- × 従業者について、秘密保持の誓約書の徴取がされていない。
- × 利用者の個人情報を入れている保管庫に鍵がついていない。
- × 利用者から同意を得ないまま、相談支援事業者と利用者の情報をやり取りしていた。

- ☞ 従業員に対し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らすことがないよう、従業者との雇用時等に取り決めを行うなど、必要な措置を講じてください。
- ☞ 利用者の個人情報は鍵の掛かるロッカー等に保管してください。
- ☞ 他の事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意(包括的な同意で可)を得てください。
- ☞ なお、令和3年7月からは、文書に加えて電磁的記録(磁気ディスク等)による方法も可能になりました。

⑪ 管理者の責務

【主な指摘事項】

- × 管理者が、業務等を把握できておらず、従業者任せになっている。

- ☞ 管理者は、従業者及び業務等の管理を一元的に行ってください。また、指定障害福祉サービス基準を順守させるため、必要な指揮命令を行ってください。

⑫ 運営規程－1

【主な指摘事項】

- × 運営規程が実態と異なっている。

- ☞ 運営規程と運営の実態は合致させるようにしてください。

⑬ 運営規程－2

■療養介護・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 運営規程に身体的拘束等を行う際の手続きについて規定されていない。

- ☞ 運営規程に、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行う際の手続きについて規定してください。

⑭ 勤務体制の確保等

【主な指摘事項】

- × 兼務している従業者や、法人役員である従業者について、従業者職種ごとの勤務時間が記録されていない。
- × 施設外就労等、事業所外での勤務時間が記録されていない。
- × 従業者の資質向上のための研修計画・研修記録がない。
- × 外部の研修を受講しているが、職員間で情報共有がされていない。

- ☞ 事業所ごとに、従業者職種ごとの勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録を整備してください。
- ☞ 従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、研修の機会を計画的に確保してください。
- ☞ また、外部の研修を受講した際は、復命書等を作成するとともに、他の従業者に対する説明会を開催するなど、従業者間での情報共有を図るようにしてください。

⑮ 夜間配置

■共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 日中サービス支援型指定共同生活援助において、夜間配置職員が1人のみのうえ、勤務時間中に4時間半の仮眠時間が定められており、夜間及び深夜の時間帯を通じて配置されているとはいえない実態となっていた。

- ☞ 日中サービス支援型指定共同生活援助は、夜間及び深夜の時間帯においても、利用者の状態に応じた介護等の支援を行う体制を確保するため、当該夜間及び深夜の時間帯を通じて、共同生活住居ごとに夜勤を行う夜間支援従事者を1人以上配置すること。

⑯ 定員の遵守

【主な指摘事項】

- × やむを得ない理由の確認が不十分な状態で、利用定員を超えた受け入れが確認された。

- ☞ 給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものであり、利用定員を超えた受け入れについては、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を受け入れる必要がある等やむを得ない事由が存在する場合に限り可能とされています。

⑰ 非常災害対策

【主な指摘事項】

- × 非常災害に関する具体的計画が未作成。(消防計画への記載が不十分なものも含む。)
- × 非常災害に備え、消火訓練・避難訓練を実施していない。
- × 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備が不十分。
- × 避難確保計画策定対象区域に所在している事業所において、当該計画が未策定。

- ☞ 利用者の安全を確保するため、火災や地震、風水害のほか、地域の特性等を考慮した自然災害に係る対策を含む「非常災害対策計画」の策定が必要です。
- ☞ 指定基準上、「事業者は非常災害に備えるため、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。」とされています。
- ☞ 消防法及び事業所の消防計画に基づき、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施するとともに、消防機関への速やかな通報体制を職員に周知徹底するなど、非常災害対策に万全を期してください。
- ☞ 浸水想定区域又は土砂災害計画区域に所在している事業所は、水防法等の規定により避難確保計画の策定及び指定権者のチェックを経て市町村への提出が必要です。(共通編資料参照)

⑱ 業務継続計画の策定等

【主な指摘事項】

- × 感染症や非常災害の発生時に、サービスの提供を継続的に実施する又は非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)が策定されていない。

- ☞ 令和3年度から当該計画の策定が規定されました。令和6年3月31日までは努力義務ですが、新型コロナウイルス感染症や地震等災害のリスクが高まっており、早期に策定をお願いします。(策定については、共通編資料を参照してください。)

⑲ 衛生管理等

【主な指摘事項】

- × 感染症の発生や、まん延を防止するため必要な措置が不十分である。
- × トイレ等に共用の手拭きタオルが設置されている。

- ☞ 令和3年度から感染症発生及びまん延防止のために事業者が講じなければならない措置が次のとおり規定されました。令和6年3月31日までは努力義務ですが、新型コロナウイルス感染症が発生している現状であり、早期に対応を行ってください。
 - ・ 検討委員会の定期的な開催と従業員への結果の周知
 - ・ 指針の整備
 - ・ 研修及び訓練の定期的実施
- ☞ 共用の手拭きタオルは撤去し、ペーパータオルを設置する等、衛生管理の徹底を図ってください。

⑳ 事故発生時の対応

【主な指摘事項】

- × 事故等が発生した場合に、関係機関への連絡が速やかに行われていない。
- × 事故対応マニュアルを作成していない。

- ☞ サービス提供により事故等が発生した場合には、所定の方法により、速やかに県（県民局）、支給決定市町村に報告を行ってください。
- ☞ 新型コロナウイルス感染症については、まん延防止の観点から、従業者又は利用者が検査を受けた等、感染が疑われる者が発生した段階での報告をお願いします。
具体的には、R3. 11. 26 指導監査室長事務連絡「新型コロナウイルス感染が疑われる者又は感染した者が発生した場合の対応について」の別紙6 パターンのうち「2通所・短期入所で感染の疑いがある者が発生した場合」によってください。
- ☞ あらゆる事故等（食中毒、感染症、交通事故、作業訓練中の事故、個人情報流出など）を想定した対応マニュアルを定め、職員にも徹底してください。

㉑ 掲示

【主な指摘事項】

- × 事業所内に、重要事項説明書等の掲示がない。

- ☞ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は備え置いてください。

㉒ 身体拘束等の禁止

【主な指摘事項】

- × 身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない。

- ☞ 身体拘束等は原則として行ってはならず、緊急やむを得ない場合に必要な手続きを行った上で例外的に行うことが容認されます。身体拘束等の取扱いを適正に行うために、事業者が行わなければならない措置が令和3年度改正で規定され、令和4年4月から義務化されます。
 - ・委員会の定期的開催と従業者への結果の周知
 - ・指針の整備
 - ・研修の定期的実施

②③ 虐待の防止

【主な指摘事項】

× 虐待の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない。

- ☞ 虐待は、利用者の尊厳を害するものであり、あってはなりません。令和3年度の基準改正により虐待の発生又は再発を防止するために事業者が講じなければならない措置が強化されました。令和4年4月からは義務化されます。
この措置が未対応の事業者は、最優先で措置を講じるよう改善してください。
(具体的な取組方法については、共通編資料別冊の事例集を参考にしてください。)

②④ 業務管理体制の整備

【主な指摘事項】

× 業務管理体制の整備に関する事項の届出が提出されていない。

- ☞ 指定障害福祉サービス事業者等については、平成24年4月から、法令遵守責任者の選任等を内容とした業務管理体制整備の届出が義務付けられています。
- ☞ 届出制度ができる以前から事業を行っている事業者については、届出がされていないままとなっているケースも散見されます。届出が提出されているか、事業者において確認をお願いします。
- ※ 届出の提出先は県（県民局）ですが、事業所が他の都道府県にも所在する場合は厚生労働省となります。

(3) 報酬に係る算定基準に関すること

- ◇ 報酬の算定に当たり、加算や減算の要件については報酬告示（事業者ハンドブック等）をよく確認の上、後日返還という事態とならないよう、十分に注意をしてください。
- ◇ 要件を満たしていないことを知りながら、意図的に請求を行い受領した場合には、不正請求事案として、行政上の措置を検討する場合があります。

① 生活訓練サービス費（Ⅱ）

■自立訓練（生活訓練）

【主な指摘事項】

- × 訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する場合に必要な生活支援員が1人以上配置されていない。
- × 共同生活住居を訪問してサービス提供していた。

- ☞ 訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上配置してください。
- ☞ 訪問による自立訓練は居宅等を訪問して提供するが、この居宅には共同生活住居は含まれません。

② 共同生活援助サービス費

■共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 利用者が月の途中で利用契約を終了し、退去した後のサービス提供を受けていない日及び連続外泊でサービス提供を受けていない日について、共同生活援助サービス費を算定していた。

- ☞ 請求の根拠となるサービス提供実績記録の内容を十分確認し、退去した後や外泊でサービス提供を受けていない場合は算定しないこと。

③ 夜間支援等体制加算（Ⅲ）

■共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 運営規程に緊急時の連絡方法は記載されているが、具体的な連絡先が記載されていない。

- ☞ 緊急時の連絡先や連絡方法について、運営規程に定めてください。

④ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

■施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 個別の支援の評価として1日4時間程度追加配置する基礎研修修了者の勤務時間を、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等に含んでいる。

☞ 個別の支援の評価として追加配置すべき基礎研修修了者については、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等から除外してください。

⑤ 栄養マネジメント加算

■施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングが行われていない利用者が見受けられた。
- × 栄養スクリーニング及びモニタリングについて、実施した日の記入漏れがあった。
- × 全利用者、一律でモニタリング期間が3月ごととなっている。

☞ 入所者毎に、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行ってください。

☞ 栄養スクリーニング及びモニタリングの記録を正確に行ってください。

☞ 低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者については、概ね2週間ごとにモニタリングを行ってください。

⑥ 療養食加算

■施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 療養食の献立表が作成されていない期間があった。

☞ 療養食の献立表を作成してください

⑦ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅱ）

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 届け出ている福祉専門職員の配置状況が実態と異なっている。

☞ 社会福祉士等の有資格者に係る福祉専門職員の配置状況に異動が生じた場合は、要件確認を要することから届出（軽微変更）を行ってください。

⑧ 常勤看護職員等配置加算

■生活介護・短期入所

【主な指摘事項】

- × 看護職員の配置状況が届出と異なっている。

☞ 看護職員の配置状況に変動が生じたときは、資格の有無の確認が必要なことから、所定の様式により届出を行ってください。

⑨ 初期加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × 30日分（30回）算定している。

☞ 初期加算は、利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定できますが、この「30日間」とは、歴日で30日間をいうものであり、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数について算定してください。

⑩ 訪問支援特別加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × 訪問支援特別加算について、あらかじめ個別支援計画に位置付けられていない。
- × 訪問支援を行った日、その内容等の記録がされていない。

☞ 訪問支援特別加算について、あらかじめ個別支援計画に位置付けるとともに、訪問支援を行った日、その内容等の記録してください。

⑪ リハビリテーション加算

■生活介護

【主な指摘事項】

- × リハビリテーション実施計画の作成に関わる者が届出と異なっている。
- × 医師の指示を受けていない理学療法士が支援を行っている。
- × リハビリテーション実施計画案が作成されておらず、またリハビリテーション実施計画案について、利用者又はその家族からの同意を受けたことが見受けられなかった。

☞ リハビリテーション実施計画の作成に関わる者に変動が生じた場合は、所定の様式により、速やかに届け出てください。

☞ 医師の指示を受けた理学療法士等が支援を行ってください。

☞ リハビリテーション実施計画案を作成し、利用者又はその家族に説明のうえ同意を得てください。

⑫ 欠席時対応加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × あらかじめ利用を予定していない日についての相談援助として算定している。
- × 利用者の状況、相談援助の内容等の記録がない。
- × 急病等によりその理由を中止した場合において、記録様式を整備していたが、次回の利用の促進、相談援助の実施等の実施の有無のみのチェックとなっており、相談援助の内容の記載がされておらず、記録が不十分。

- ☞ あらかじめ利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合において、その利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があったときに対象となります。
- ☞ 利用者が急病等によりその理由を中止した場合において、従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行う場合とは、当該利用者の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、その内容を記録することが必要です。

⑬ 食事提供体制加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × 個別支援計画に食事の提供が位置付けられていない。
- × サービス提供実績記録票やケース記録等で食事の提供の記録が確認できない。
- × 利用者の直接支援に関わる従業者が調理に従事していたが、調理に従事する時間と、指定基準上及び報酬算定上配置すべき従業者の常勤換算上の勤務時間とが明確に区分されていない。
- × 指定権者へ届出をしている食事提供体制がなくなり、当該加算を算定しない状況が生じていたが、その届出がされていない。

- ☞ 個別支援計画に食事の提供を位置付けてください。
- ☞ サービス提供実績記録票やケース記録等に食事の提供を記録してください。
- ☞ 利用者の直接支援に関わる従業者が調理に従事する場合、当該調理に従事する時間については、加算分として評価されるべきものであり、指定基準上及び報酬算定上配置すべき従業者の常勤換算上の勤務時間とは明確に区分してください。
- ☞ 加算が算定されなくなる状況になった時は、速やかに加算の算定終了を届け出てください。

⑭ 送迎加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × 算定要件の利用者数に、共生型生活介護だけでなく、通所介護の利用者を含め算出している。
- × 通所系サービス提供後に同事業所の日中一時事業を利用した利用者について、送りの送迎を通所系サービスの送迎加算の要件の人数に含めている。

- ☞ 共生型生活介護を行う指定通所介護事業所において、送迎加算を算定する場合、算定要件の利用者数には、通所介護の利用者は含まず、共生型生活介護の利用者のみで算出してください。
- ☞ 通所系サービス提供後に同事業所の日中一時事業を利用した場合、送りの送迎は日中一時事業での送迎となり、通所系サービスの送迎加算の要件の人数には含まれません。

⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算（特別・特定を含む）

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 書面により従業者へ周知を行うと計画されていたが、その書面がなく、周知されているかどうかを確認できない。

- ☞ 福祉・介護職員（特別・特定）処遇改善加算の算定に当たっては、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施方法その他の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知してください。また、その周知資料等を保存してください。

⑯ 帰宅時支援加算

■共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 家族等との連絡調整等の支援を行った記録が残されていないにもかかわらず算定されていた事例が確認された。

- ☞ 帰宅時支援加算を算定するときは、個別支援計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合であって、帰省している間の利用者の生活状況等を十分把握し、その内容を記録してください。

令和3年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

令和4年3月16日開催
厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料 抜粋

※全体資料は厚生労働省ホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiasha_hukushi/kaigi_shiryou/index.html

1 障害福祉の現場で働く方々の収入の引上げについて

(1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、障害福祉職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、本年2月から前倒しで実施することとされた。

これを受けて、令和3年度補正予算（令和3年11月26日閣議決定）において、当該措置を、令和4年2月から9月までの間実施するために必要な予算を計上し、新たに、都道府県を実施主体とする「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」事業を実施することとした。

本交付金は、現行の福祉・介護職員処遇改善加算等と同様に、対象サービスごとに、福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて設定された交付率を、各事業所の総報酬に乗じる形で交付することとなる。なお、事業所の判断で、福祉・介護職員以外の職員の処遇改善に、今回の交付金による収入を充てることができるように柔軟な運用を認めることとしている。

また、本交付金は、取得要件として以下の要件を満たすことが必要となる。

- ① 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること
- ② 原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること（ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うことでも可）
- ③ 交付金の全額を賃金改善に充てること、かつ、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること

各都道府県におかれては、現在、上記要件②に係る賃金改善開始の事業所等からの報告に対応いただいております。4月からは処遇改善計画書の提出が始まるころ、引き続き円滑な実施に向けて協力をお願いします。【関連資料1】

(2) 10月以降の臨時の報酬改定について

本交付金による措置が一時的なものとならないよう、本年10月以降については、臨時の報酬改定を行い、令和3年度補正予算と同様に、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じることとし、そのために必要な経費を令和4年度予算案に計上した。

詳細については、今後、お知らせすることとなるが、各都道府県等におかれては、あらかじめご了知いただくとともに、管内市町村や事業所等への情報提供をお願いします。【関連資料2】

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金

関連資料1

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **対象期間** 令和4年2月～9月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組みを行う）

◎ **補助金額** 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとの福祉・介護職員（常勤換算）に対して必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

◎ 取得要件

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
- ・ 上記かつ、令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っている事業所（事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能）
- ・ 賃上げ効果が継続に資するよう、補助額の2/3以上は福祉・介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用することを要件とする（4月分以降。基本給の引き上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当等の影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して令和4年2・3月分は一時金による支給を可能とする。）
- ※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

◎ 対象となる職種

- ・ 福祉・介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に福祉・介護職員・その他職員の月額賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。

※ 月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。

※ 月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ 交付方法

対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して交付金支払（国費10/10、約414億円）。

◎ 申請・交付スケジュール

- ✓ 賃上げ開始月（2・3月）に、その旨の用紙を都道府県に提出
- ✓ 実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から交付金を毎月分交付
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】

障害福祉サービス事業所等

都道府県



福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 取得要件について

■ 令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っていること

- 今回の措置が、民間部門における春闘に向けた賃上げ議論に先んじて行われるものであること、また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）における「来年2月から前倒しで実施する」との趣旨を踏まえ、原則として令和4年2月から賃金改善を実施していることを、令和4年4月以降も含めた交付金の取得要件とする。
- ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月中に、令和4年2月分も含めた賃金改善を行うことでも可とする。
- なお、令和4年2月から賃上げを実施した旨を記載した用紙等を、2月に事業所から都道府県に提出いただくことを想定している。その後、処遇改善計画書を用いて、4月に事業所から都道府県に申請いただく予定。

■ 補助額の2／3以上は福祉・介護職員等のベースアップ等の引上げに使用すること

- 「収入を継続的に引き上げるための措置」とするため、補助額の2／3以上をベースアップ等に使用することを要件とする。ベースアップ等の範囲としては、「基本給のみならず「決まって毎月支払われる手当」による賃金改善も認める。
- また、「福祉・介護職員」と「その他の職員」それぞれにおいて、賃金改善額の2／3以上がベースアップ等に充てられている必要がある。
- ただし、令和4年2・3月の引上げについては、就業規則等の改正等も考慮し、一時金等による賃金改善も認める。
- なお、この要件に伴い、処遇改善計画書及び実績報告書において、「月額の賃金改善額の総額」を記載することとする。（個々人単位の賃金改善額の記載までを求めめるものではない。）

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 交付率

○ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乗じる形で各事業者に交付。

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 	3. 6%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型 ・ 就労継続支援B型 	1. 3%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 	1. 1%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助（介護サービス包括型） ・ 共同生活援助（日中サービス支援型） ・ 共同生活援助（外部サービス利用型） 	2. 4%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護 	2. 6%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 	1. 9%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） 	1. 7%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設 	3. 5%

※ 就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は交付対象外。

※ 現行の処遇改善加算の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。今回は、報酬とは別の交付金のシステムを用いているが、できる限り速やかに事業所へ交付金を交付する観点から、総報酬に上記交付率を乗じることによって交付額を算出。（障害福祉サービス等種類ごとの福祉・介護職員数に応じて、月額平均9,000円相当の額を交付できるようにしている点は同様。）なお、10月以降の加算率については、引き続き調整・検討予定。

令和4年度予算案：128億円（新規）

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置（注1）を講じることとする。
 - これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策（注2）を講じることとする。
- （注1）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- （注2）現行の処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

（参考）令和3年度補正予算における対応

- 障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置（注）を、令和4年2月から実施する。
- （注）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

6 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 共生型サービスの普及促進

共生型サービスは、平成30年度に

- ・ 介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする
- ・ 障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした「指定手続きの特例」として設けられた。

この特例を活用し、同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、

- ・ 障害者が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できるようになる
- ・ 高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える
- ・ 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる
- ・ 地域共生社会を推進するためのきっかけとなる
- ・ 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる

といった、地域で発生している課題の解決や掲げているサービス供給量の目標の達成の一助となることが期待されている。

その一方で、制度開始から4年が経過しようとしている現在においても、共生型障害福祉サービスを実施している事業所は903箇所、共生型介護保険サービスを実施している事業所は148箇所（いずれも令和3年11月審査分（同年10月サービス提供分）と少ない状況にある。【関連資料1】

共生型サービスの実施や普及に当たっては、令和元年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」及び障害者総合福祉推進事業「共生型サービスに関する実態調査」での調査により、

- ・ 障害福祉サービス事業所等での共生型サービスの認知度が低い
- ・ 指定申請に当たり必要な手続きがわかりにくい
- ・ 介護報酬・障害福祉報酬や人員配置・運営基準等を網羅的に把握することが難しい
- ・ 共生型サービスの利用ニーズが把握できていない、整備方針が定められていない

といった課題等があることが明らかとなっている。そこで、これらの課題等の解決に向けた取組を支援するため、以下①から③を実施した。

① 共生型サービスに係るポイント集の作成

令和2年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」では、共生型サービスの概要や創設の経緯、共生型サービスを実施することにより解決できる地域課題、共生型サービスの開始や運営に関するポイント、自治体による共生型サービス普及のた

めの支援方法、現在共生型サービスに取り組んでいる事業所の事例報告、共生型サービス関係規定等をまとめたポイント集（「共生型サービス★はじめの一步★～立ち上げと運営のポイント」）が作成されたので、各自治体におかれてはこれを活用し、積極的な普及啓発や共生型サービスの実施を検討している事業所への支援をお願いしたい。【関連資料2】

② 都道府県・指定都市に対する共生型サービスに係る実態調査の実施

令和3年度は、今後の共生型サービスに係る普及策の検討を行うに当たっての基礎資料を得るため、都道府県・指定都市の共生型介護保険サービス・共生型障害福祉サービスの担当部署に対し、現時点での普及に対する考え方や普及に当たって実施してきたこと・今後実施したいこと等に関する実態調査を行っており、令和4年3月を目処に結果をとりまとめる予定としている。調査に御協力いただいた自治体には感謝申し上げるとともに、調査対象・対象外を問わず各自治体におかれては、調査結果について適宜参考にされたい。

③ 共生型サービスに係るホームページの開設

上記のポイント集やこれまで実施してきた調査結果、共生型サービスの概要、各都道府県・指定都市・中核市における共生型介護保険サービス・共生型障害福祉サービス担当課一覧、その他共生型サービスの普及等に当たり必要な情報等は、厚生労働省ホームページ（以下URL）に掲載しているので、積極的に活用されたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00016.html

このほか、共生型サービスの普及を促進するため、令和4年度より地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）において「共生型サービスの普及促進に関する事業」を設けることとなっている。同事業は、都道府県等が共生型サービスの普及に必要な施策を実施する場合、その経費に対して助成を行うものであり、例えば以下のような取組の実施が想定されている。各都道府県におかれては、介護保険部局と連携しながら地域における共生型サービスの普及に当たっての課題を踏まえつつ、取組を進めていただきたい。【関連資料3】

<実施が想定される取組（例）>

- ・ 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案
- ・ 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催
- ・ 共生型サービス事業所等への見学会の開催
- ・ 介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催

(2) 障害福祉サービス等支援体制整備事業（処遇改善加算の取得促進）について

障害福祉サービス等支援体制整備事業については、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の一層の取得促進を図る観点から、都道府県等が実施する障害福祉サービス等事業所への助言・指導等の取組を支援し、加算の新規取得やより上位区分の加算の取得を促進することを目的として実施しているところであるが、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算については、1年間の経過措置期間が終了し、令和3年度末をもって廃止することとなる。

また、令和4年2月から令和3年度補正予算の「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」により更なる処遇改善を進めている。さらに、令和4年10月以降についても、臨時の報酬改定を行い、同様の措置を継続することを予定しているところである。

このため、令和4年度の本事業の実施にあたっては、こうした状況も踏まえ、加算の新規取得や、より上位区分の加算の取得促進に向けた助言・指導等の取組を積極的に行っていただくようお願いする。【関連資料4】

(3) 障害福祉サービス等の情報公表制度について

令和3年度より情報公表システムの基本的な情報と連携する「災害時情報共有システム」の運用が開始されたところであり、当該システムを有効に活用するためにも、情報公表システムに未登録や未公表の事業所がある場合は、速やかに入力を進捗し、審査・公表していただくようお願いする。

また、公表情報については、年度ごとの情報更新をお願いしているところであるが、現時点において、過去に登録された情報が更新されていない事業所や、公表に向けた作業が滞っている事業所情報があるため、都道府県等においては、より一層管内事業者に対して、情報公表制度の趣旨を周知し、報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

【関連資料5】

(4) 障害福祉の仕事の魅力発信について

厚生労働省では、障害福祉の仕事の魅力を発信するため、令和2年度はデジタルパンフレット及び動画を作成し、令和3年度はWebサイトの制作及びインターネットやSNSを活用した広報を実施したところであり、各都道府県等においても適宜ご活用いただき積極的な広報をお願いしたい。

また、各都道府県においては、地域生活支援事業による就職フェアや体験イベント等の開催により、障害福祉の仕事の魅力を発信するとともに、人材確保に積極的に取り組んでいただきたい。【関連資料6】

(5) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金については、令和元年度以前（H27～R1）の交付額について、令和2年度において再確定を行っている。（311件、返還額176百万円・追加交付額73百万円）

これは、会計検査院による指摘や市区町村における自主監査等によって国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市区町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

なお、障害児入所給付費等国庫負担金においても同様に市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

【会計検査院による主な指摘事項】

- ・ 市区町村において、補装具費の基準額算定に当たり、誤って、適正な金額とは異なる根拠が不明な金額を用いて算定していたため、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 市区町村において、障害児入所給付費等の算定に当たり、誤って、交付要綱に定める負担金対象外の地方単独事業に係る費用を計上していたため、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 事業所において、就労継続支援A型に係る訓練等給付費の算定に当たり、所定の要件を満たしたサービス管理責任者を配置していないにも関わらず、サービス管理責任者欠如減算及び就労継続支援A型計画未作成減算を適用せずに算定していた。
- ・ 事業所において、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の算定に当たり、所定の要件を満たした児童発達支援管理責任者を配置していないにも関わらず、児童発達支援管理責任者選任加算を算定していた。また、上記の理由から本来算定しなければならない、児童発達支援管理責任者欠如減算を算定していなかった。

(6) 障害福祉関係施設の防災・減災対策等について

① 障害福祉関係施設の耐震化について

障害福祉関係施設の耐震化状況については、令和3年10月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html 参照）では、平成31

年3月時点の耐震化率は85.1%（4.5万棟／5.2万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

障害福祉関係施設については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、緊急対策において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、未耐震施設の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度（※）の情報提供・助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

※ 耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉施設等の耐震化整備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

② 障害福祉関係施設の非常用自家発電設備整備・給水設備等の整備について

障害福祉関係施設については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要であるため、非常用自家発電設備・給水設備の整備を推進することとしている。

なお、これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、安全面にご留意いただきたい。

また、グループホームの改修整備にあたっては、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修も可能となっている。

各都道府県等におかれては、障害福祉関係施設に対し、災害による停電・断水に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備・給水設備を整備する場合等の社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知をお願いする。

あわせて、非常用自家発電設備については、防災基本計画（令和2年5月中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能とな

る非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされたので、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるようにするため、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくよう周知をお願いする。

※ 非常用自家発電設備整備及び給水設備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、非常用自家発電設備整備及び給水設備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%（施設本体を含む）

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

③ 障害福祉関係施設の土砂災害対策等の徹底について

障害福祉関係施設の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施企第 19 号、科発 0820 第 1 号、国水砂第 44 号、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の規定も踏まえ、砂防部局や管内市区町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害福祉関係施設を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（国土交通省HP<https://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf> 参照）や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（国土交通省HP<https://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf> 参照）を参考に、当該施設に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付子発 1124 第 1 号、社援保発 1124 第 1 号、障企発 1124 第 1 号、老推発 1124 第 1 号、

老高発 1124 第 1 号、老振発 1124 第 1 号、老老発 1124 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、社会・援護局保護課長、障害保健福祉部企画課長、老健局総務課認知症施策推進室長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知) を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いします。

④ 大規模災害等への対応について

障害福祉関係施設においては、自力避難が困難な方が多数利用していることから、利用者の安全確保等の観点から、大規模災害等に備えた十分な対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、各種法令や通知等に基づき、非常災害対策計画の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施、停電や断水といったライフラインの寸断に備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期すよう、障害福祉関係施設に対する助言等をお願いします。（「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成 30 年 10 月 19 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課連名事務連絡）など参照）

また、各都道府県等におかれては、土砂災害特別警戒区域などの大規模災害等が予測される地域に対して、状況に応じた早期の避難に係る注意喚起や停電等への備え（燃料の確保など）の呼びかけを行うとともに、市区町村や社会福祉施設等との連絡体制の確保など、被害が生じた場合に備えていただくようお願いします。

更に、障害福祉関係施設は、災害時において地域の防災拠点としての機能も期待されることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペース、非常用自家発電設備及び給水設備の整備を進めるなどにより、災害時において被災障害者等を積極的に受け入れる体制の整備をお願いします。

(7) 障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

災害発生時における障害福祉関係施設の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年 2 月 20 日付け雇児発 0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。

都道府県等におかれては、以下の点に、ご留意いただきたい。

① 迅速な情報収集及び提供について

災害が発生した際、必要な支援を迅速に行うため、可能な限り迅速な情

報収集及び提供をお願いします。また、被災状況の把握にあたっては、施設長等への連絡（携帯電話、固定電話、防災電話、Eメール、SNS等）、市区町村や関係団体からの報告、職員による巡回等による情報収集等、連絡手段について、あらかじめ整理・把握するとともに、電源車、給水車等の施設からの支援要請の有無についても把握するようお願いする。

② 停電発生時の対応について

社会福祉施設等で停電が発生した場合には、③に記載した災害時情報共有システムを活用するとともに、重大な事故につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要であることから、都道府県等におかれては、社会福祉施設等で停電が発生した際に、特に医療的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難を依頼する等、要配慮者の安全対策に万全を期すよう、平時から施設管理者等に対し働きかけを行っていただきたい。

③ 災害時情報共有システムについて

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配など、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、令和3年9月1日より、災害時情報共有システムの運用を開始している。

同システムに必要な情報の登録等について、かねてよりご協力いただいているところ、自治体の連絡先メールアドレスの登録率は令和4年2月14日時点において、97.9%である一方、事業者担当者のメールアドレス登録率は63.0%に留まっており、未登録の事業者が散見されることから、同システムにメールアドレスを登録していない事業者に対し、引き続き登録を勧奨していただくようご協力をお願いします。

また、都道府県におかれては、事業所や市町村との連携など当該システムを通じて円滑に行えるよう、社会・援護局福祉基盤課で行っている、当該システムの訓練を適宜活用願いたい。

特に、災害時情報共有システムの対象となる施設・事業所の情報は、既存の情報公表システムに登録された情報と連携することとしている。このため、情報公表システム上で施設・事業所による登録が未了、又は自治体への申請がされていないことにより公表されていない施設・事業所は、災害時情報共有システムの対象とならず、災害発生時にシステムを活用した被災状況報告が行えなくなる。このような事態を避けるため、情報公表システムにおいて未登録や未公表の事業所がある場合は、速やかに入力を促進し、審査・公表していただくようお願いする。

(8) 東日本大震災からの復旧・復興等（利用者負担免除に係る自治体負担分に対する財政支援）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担を免除した場合の取扱いについては、財政支援を次のとおり延長する

予定であり、令和4年度予算案に計上しているため、管内サービス事業所等に周知を図るよう御配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域の住民並びに上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域又は旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）若しくは令和3年度以前に指定が解除された旧帰還困難区域、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域の住民
（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）。

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：令和5年2月末（サービス提供分）まで

共生型サービスの概要

関連資料1

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

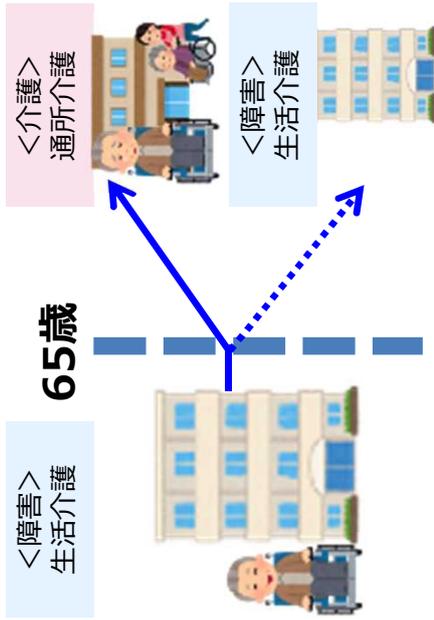
共生型サービスを活用することのメリット

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

1

共生型サービス開始前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。

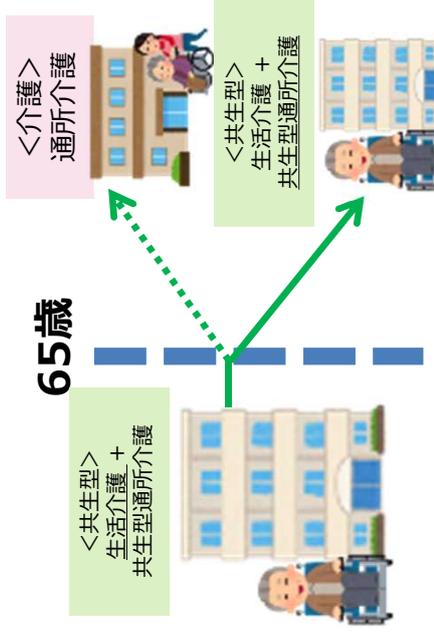


65歳

2

共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所可。



65歳

【地域の実践例】
「富山型デイサービス」



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者や障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意をしつつ、共生型サービスの指定を推進

共生型サービスの実施により期待されること

- 共生型サービスを実施することにより、具体的には以下のような地域課題の解決が可能。
※ 1事業所で介護保険サービス・障害福祉サービス・障害福祉サービスの両方の指定を受けることによっても同様の課題解決が可能。

① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。

② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

解決可能と想定される地域課題

似たようなサービスがあるのだけれど…

近所に要介護高齢者がいる。近くに介護保険のデイサービス事業所がないので、遠くの事業所まで通っている。障害者向けのデイサービス事業所は近くにあるのだが…

続けて同じ事業所に通いたいの…

長年、障害福祉事業所を利用していた障害者が65歳になった。本人は続けて同じ事業所を使いたいと言いが、介護保険事業所に移らなければならないのか…

人材が足りない…

介護保険サービス、障害福祉サービスともに地域に需要があるが、それぞれ事業所を整備していくと人材が不足する。解消するいい方法はないものか…

役所のどこに相談すればよいのか…

介護保険サービスだけでは解決できなさそうなのが悩み、障害福祉サービスだけでは解決できなさそうなのが悩みは役所のどこに相談すればよいのだろう。介護と障害、それぞれの担当窓口はあるけれど、両方にまたがる相談は受けとらえるのか…

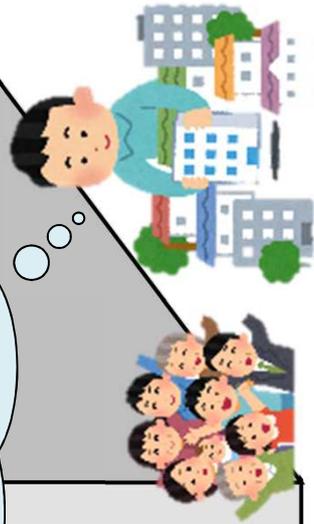
親子で一緒に過ごしたい

障害福祉事業所の利用者の母親が要介護となった。ケアマネジャーからは、デイサービスに通って機能訓練をした方がよいと言われているが、本人は子どもと同じ事業所に通いたいと言っている。どうにかできないものか…

地域活動を活性化させたい…

介護事業所や障害事業所が中心となって地域活動を行っているところもあると聞く。多様な利用者を受け入れている事業所なら、より親しまれやすいのではないだろうか…

共生型サービスの
実施により解決可能



共生型サービスの対象となるサービス

- 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。
 - ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
 - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス	障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 通い □ 泊まり	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上） ○ 短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合に、障害福祉の給付対象となっている。

共生型サービスははじめの一步～立ち上げと運営のポイント～

関連資料2

- 共生型サービスの普及が進まない理由として、以下のような意見が寄せられたことから、令和2年度老健事業において、事業所・自治体向けに「共生型サービスははじめの一步～立ち上げと運営のポイント」を作成。
 - ・事業所から：共生型サービスをよく知らない。始めるにあたってどのような準備や手続きが必要かわからない。
 - ・自治体から：共生型サービスの実施により、どのような地域課題が解決されるのかかわからない。
 - ・自治体から：共生型サービスを始めたのと考える事業所をどのように支援してよいかかわからない。



共生型サービスははじめの一步～立ち上げと運営のポイント～ 概要

共生型サービスの立ち上げ・立ち上げ支援にあたり、事業所・自治体が知っておくべき事項について、体系的に整理。

共生型サービスについて知る

- 共生型サービスとは
 - ⇒ 共生型サービス創設の経緯、対象となるサービス、サービスを開始すること
で「変わることを」を提示。
- 共生型サービスの取組事例



共生型サービスを立ち上げる

- 共生型サービスを開始するまでのポイント
 - ⇒ 開始に必要な準備を整理、手順として提示。
 - ① 事業所の職員と話し合おう
 - ② 共生型介護保険サービス、共生型障害福祉サービスを知ろう
 - ③ 利用者確保の見込みを立てよう
 - ④ 運営計画を作成しよう
 - ⑤ 自治体の所管課等に相談しよう
 - ⑥ 事業所の利用者・家族と話し合おう
 - ⑦ 事業所の周辺地域の住民にサービスの開始を知ってもらおう
 - ⑧ 必要な設備・備品を揃えよう
 - ⑨ 必要な場合は、応援人員を確保しよう
 - ⑩ 共生型サービスの提供を開始しよう

共生型サービスを継続する

- 共生型サービス継続のポイント
 - ⇒ 提供開始後に課題が生じた場合、既に共生型サービスを開始している事業所ではどのようにその課題を解決したか具体例を提示。

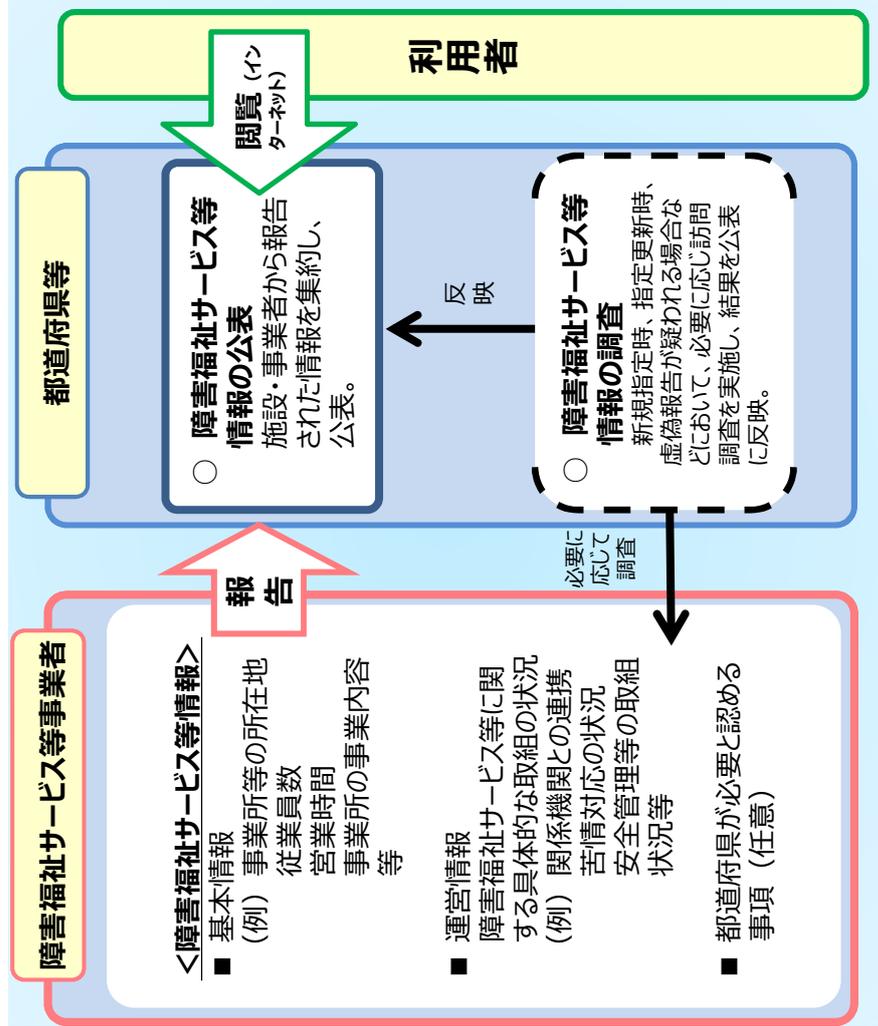
共生型サービスを普及する・事業者の支援を行う

- 共生型サービス普及のポイント
 - ⇒ 自治体において、どのように共生型サービスの普及を考えるべきか、どのように事業所の支援を行えばよいのか、実際の事例を普及・支援に取り組む自治体の事例を交えながら提示。

趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表した。（平成30年4月施行）。

【制度概要】



【HP画面】



障害福祉サービス等情報公表制度における公表の推進について

障害福祉サービス等情報公表制度における公表状況等

1. 平成30年4月1日改正総合支援法等施行
2. 平成30年9月28日、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上に「障害福祉サービス等情報検索サイト」を開設し、公表開始
3. 令和4年2月14日現在：掲載事業所数148,287件
参考：令和3年10月において、国保連を通じて報酬請求があった指定事業所数135,297件
4. 障害福祉サービス等情報検索サイトの閲覧数
 - ・ 令和2年3月末日：5,024,466件
 - ・ 令和3年3月末日：8,626,319件
 - ・ 令和4年1月末日：9,259,361件

令和3年度における更新状況及び公表の推進について

- 令和3年度における事業所等情報の更新率（※）は全体で68.3%である。（令和4年2月14日現在）
※ 更新率には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。
- 情報公表制度は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するための情報を公表するものであり、当該サイトの閲覧数も順調に増加していることから、各都道府県等においては、より一層適切な情報公表に取り組んでいただきたい。
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算において要件としている特定加算に基づく取組の公表（見える化）について、令和4年4月より本システムを利用した報告（情報公表）機能の提供を予定しており、各都道府県等においては管内事業者に対しては管内事業者に対し、積極的な活用および周知をお願いしたい。

【参考】障害福祉サービス等情報更新状況について（令和4年2月14日現在）

都道府県	更新率	都道府県	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率
北海道	60.7%	三重県	63.1%	函館市	59.2%	甲府市	65.9%	倉敷市	76.0%
青森県	83.2%	滋賀県	48.6%	旭川市	65.4%	長野市	81.9%	呉市	94.6%
岩手県	79.5%	京都府	59.3%	青森市	76.1%	松本市	69.1%	福山市	65.3%
宮城県	57.6%	大阪府	57.8%	八戸市	68.1%	岐阜市	63.2%	下関市	78.3%
秋田県	85.5%	兵庫県	77.2%	盛岡市	89.2%	豊橋市	57.2%	高松市	53.3%
山形県	88.0%	奈良県	60.7%	秋田市	83.4%	岡崎市	75.0%	松山市	73.7%
福島県	70.1%	和歌山県	74.6%	山形市	82.1%	一宮市	74.0%	高知市	71.5%
茨城県	46.3%	鳥取県	67.9%	福島市	75.2%	豊田市	65.6%	久留米市	63.3%
栃木県	59.0%	島根県	81.8%	郡山市	92.7%	大津市	90.5%	長崎市	62.0%
群馬県	69.9%	岡山県	69.6%	いわき市	74.4%	豊中市	64.1%	佐世保市	64.1%
埼玉県	45.1%	広島県	73.5%	水戸市	38.0%	吹田市	92.4%	大分市	49.6%
千葉県	52.6%	山口県	81.8%	宇都宮市	69.7%	高槻市	93.0%	宮崎市	66.8%
東京都	47.1%	徳島県	58.1%	前橋市	72.0%	枚方市	67.5%	鹿児島市	68.3%
神奈川県	84.9%	香川県	57.2%	高崎市	84.0%	八尾市	100.0%	那覇市	35.0%
新潟県	98.9%	愛媛県	92.4%	川崎市	82.2%	寝屋川市	48.6%		
富山県	77.9%	高知県	59.8%	川口市	58.0%	東大阪市	88.4%	一般市	更新率
石川県	80.9%	福岡県	62.3%	越谷市	31.1%	姫路市	62.1%	栃木市	95.0%
福井県	80.2%	佐賀県	70.8%	船橋市	59.6%	尼崎市	93.3%	我孫子市	89.8%
山梨県	60.9%	長崎県	70.6%	柏市	63.4%	明石市	75.3%	大府市	79.7%
長野県	73.3%	熊本県	99.3%	八王子市	47.8%	西宮市	65.9%		
岐阜県	81.9%	大分県	72.3%	横須賀市	76.8%	奈良市	41.3%	区	更新率
静岡県	85.4%	宮崎県	58.5%	富山市	74.6%	和歌山市	49.3%	世田谷区	30.5%
愛知県	84.5%	鹿児島県	61.1%	金沢市	87.5%	鳥取市	80.0%	荒川区	56.4%
		沖縄県	43.9%	福井市	81.3%	松江市	82.7%	江戸川区	47.3%
								港区	44.7%

注) 更新率(※)に下線がある自治体は、更新率が50%以下であることを示す。

※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。

障害福祉のしごと魅力発信事業（地域生活支援事業、厚生労働省本省事業） 関連資料6

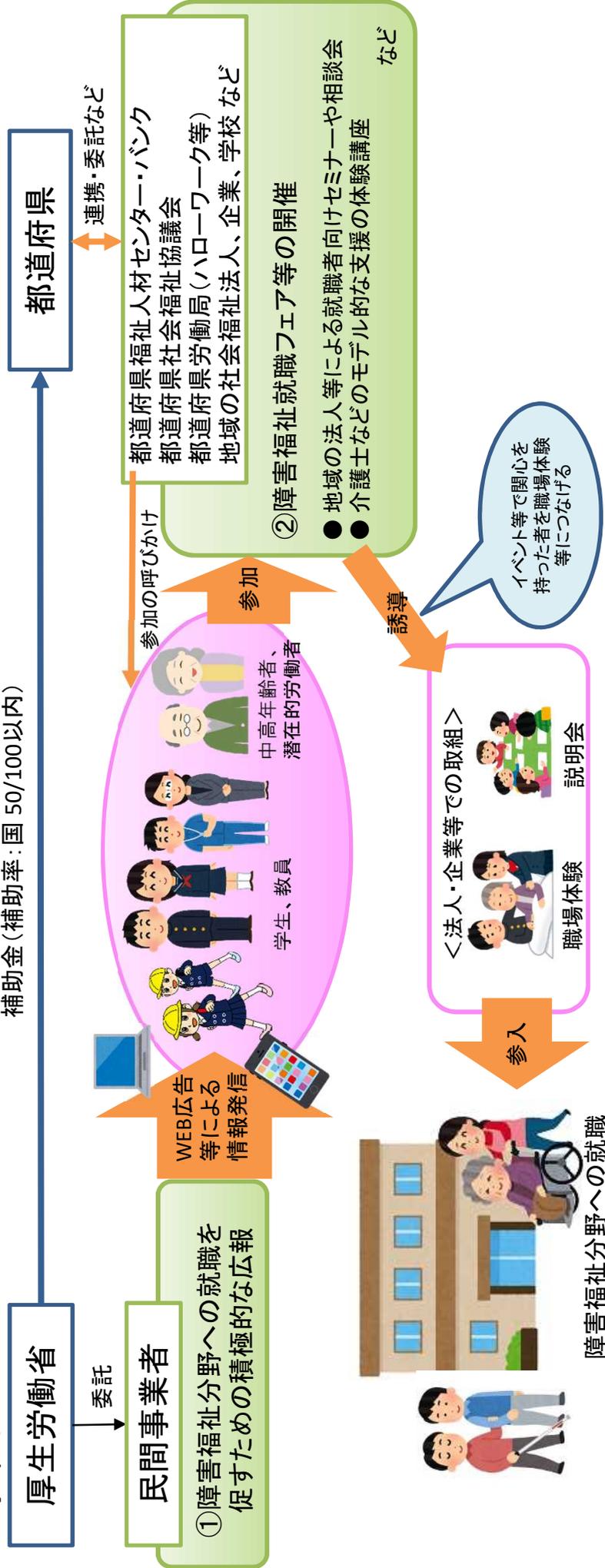
1. 事業の目的

障害福祉の仕事の魅力を伝え、障害福祉に対して抱いているイメージを変えて、障害福祉の職場について理解を促進するための障害福祉就職フェア等を行い、障害福祉分野への多様な人材の参入促進を図る。

2. 事業概要・実施主体

- ① 障害福祉への就職を促すためのパンフレットや動画等を活用したWEB広告等による情報発信（実施主体：厚生労働省）
- ② 障害福祉就職フェア等の開催（実施主体：都道府県、補助率：国50/100以内）
 小中高生、福祉系大学の学生・教員、働く意欲のあるアクティブシニア等を主なターゲットとし、地域の福祉人材センター、ハローワーク、社会福祉法人、企業、学校などの多様な関係団体と連携しつつ、障害福祉の就職フェア等を開催する。

< 事業イメージ >



12 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見と身体拘束等の適正化に向けた取組について【関連資料1～2】

① 虐待の防止のための措置の義務化について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害者虐待防止の更なる推進を図るため、以下の内容を運営基準に盛り込んだところである。

- ・ 従業者への研修の実施
- ・ 虐待防止のための対策を検討するための委員会の開催、委員会での検討結果を従業者に周知
- ・ 虐待の防止等のための責任者の設置

② 身体拘束等の適正化に向けた取組について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行っている。

- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備
- ・ 身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施

①及び②の内容は令和4年4月から義務化（新要件に基づく身体拘束廃止未実施減算は令和5年度から適用）されるため、各都道府県におかれては、管内の障害者支援施設・事業所に対し、改めて周知されたい。

なお、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるよう、令和3年度に調査研究を実施しているところであり、その結果については、後日改めてお知らせする予定であるので、施設・事業所に対する助言や指導の参考にされたい。

また、障害者支援施設において、施錠した居室で長時間・長期間に渡り利用者が生活していることが常態化していることがあるとの指摘もあるが、こうした対応を含め身体拘束等が漫然と継続することはあってはならないことであり、運営基準に規定した取組を徹底するとともに、職員の人権意識や支援技術の向上を図ることが重要であることを踏まえつつ、施設・事業所に対する必要な指導をお願いする。

③ 障害者虐待防止法に関するQ & Aの改正について【関連資料3】

令和3年12月16日「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」中間整理において、「障害者支援に専門性を有する職員を活用し、

市町村が行う立入検査体制等の強化を図るため、障害者虐待防止法第9条第1項に定める通報又は届出に対する安全の確認及び事実の確認のための措置及び同法第11条第1項に定める立入調査を基幹相談支援センターに委託（立入調査は、市町村職員としての身分を有する者に限る）可能なことを明確化する必要がある」とされた。

これを踏まえ、令和3年12月24日付けで「障害者虐待防止法に関するQ & Aについて」（平成24年11月21日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）を改正し、法第9条第1項に定める安全確認や事実確認の業務については基幹相談支援センターに委託することが可能であること、法第11条に基づく立入検査業務は公権力の行使として市町村が行うべきものであるため、基幹相談支援センターが行う場合でも市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員が行う必要があること等を明示しているので、各自治体において周知徹底を図られたい。

④ 通報の徹底及び虐待事案における適切な対応について

障害者虐待の深刻化、重篤化を防ぐため、通報義務についての周知を更に徹底するとともに、法第16条第4項において、虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないことについても周知徹底を図られたい。

また、報道等で重篤な虐待事案が散見されることから、市町村においては、事業所に対する適切な事実確認を実施するとともに、都道府県等においては、市町村と連携して適切な権限行使を視野に入れた指導をお願いしたい。

（2）障害者虐待防止対応状況調査について【関連資料4】

令和2年度の障害者虐待防止法に基づく対応状況調査結果では、全国的には養護者虐待は警察からの通報の増加、施設従事者虐待は管理者等からの通報の増加を背景に、相談・通報件数は増加の傾向にあるが、虐待判断件数は横ばいの傾向であった。

一方で、各都道府県別に見ると、相談・通報件数に対する①虐待判断件数の割合、②事実確認調査を実施した割合等に大きなばらつきが見られた。

各都道府県におかれては、再度調査結果を確認し、自らの県の状況と全国の状況を比較し、虐待判断件数や事実確認調査の割合が著しく低い場合は、その要因を分析し、管内の市町村において適切に虐待判断や事実確認が行われるよう必要な助言等を行うこと。

なお、令和3年度の調査結果は現在、集計・分析中であり、結果については年度末に公表予定であるが、調査研究において、自治体による事実確認調

査や虐待判断のばらつきの解消に向け、手引きの作成等を行う予定であるので、参考にされたい。

(3) 令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修について

令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修については、オンラインにより実施する予定である。正式な決定次第、別途連絡を行うので適任者を推薦いただく等、ご協力をお願いします。

(4) 障害者虐待防止対策支援事業について【関連資料5】

令和4年度の障害者虐待防止対策関係予算については、今年度と同様6.2億円を確保している。各都道府県におかれては、当該予算を活用し、特に虐待の防止等のための責任者で都道府県等が開催する虐待防止のための研修が未受講である者に対し、研修受講を勧奨されたい。

また、都道府県や市町村で障害者等の虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、専門職員の確保や研修、「虐待対応専門職チーム」の活用促進等を行うとともに、死亡等の重篤事案についての検証の実施、学校、保育所等、医療機関等の関係職員に研修の受講対象者の拡大を図ることにより、支援体制の強化を図ることができるよう、積極的な活用をお願いします。

障害者虐待防止の更なる推進

関連資料1

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込んでいる。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

【改正後】

- ① 従業員への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【主な内容】

- ① 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ② 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ② 委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取組。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等において、

- ・ 緊急やむを得ない場合を除き身体を拘束等を行ってはならないと規定している。
- ・ やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないと規定している。

緊急やむを得ない場合

以下の全てを満たす場合を「緊急やむを得ない場合」という。

- ① 切迫性
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化を図るため、運営基準に身体拘束等の禁止について規定するとともに、一定の要件を満たさない場合は報酬を減算する取扱いとしている。

運営基準

■ 原則

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

■ 具体的な対応

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
 - ※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。
 - ※ ②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。
 - ※ 訪問系サービスについては、①を令和3年4月から義務化する。

身体拘束廃止未実施減算

■ 運営基準の①から④を満たしていない場合に減算する

- ※ ②から④は令和5年4月から適用。
- ※ 訪問系サービスは、①から④の全てを令和5年4月から適用。

■ 減算単位数：5単位/日

身体拘束等の適正化（運営基準・減算の施行スケジュール）

身体拘束等の適正化を図るための運営基準及び減算の規定は、令和5年度から完全施行。

運営基準	サービス類型	～R2年度	R3年度～	R4年度～	R5年度～
① 身体拘束等の記録	・入所、居住系 ・通所系	義務	義務	義務	義務
	・訪問系				
	・入所、居住系 ・通所系				
② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	・訪問系				
	・入所、居住系 ・通所系	規定なし	努力義務	義務	義務
	・訪問系				
③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備	・入所、居住系 ・通所系				
	・訪問系				
	・入所、居住系 ・通所系				
④ 身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施	・訪問系				
	・入所、居住系 ・通所系				
	・訪問系				

(※)  : 運営基準を満たしていない場合に減算（5単位/日）

岡山県 保健福祉部
保健福祉課 指導監査室

TEL 086-226-7917、7918
FAX 086-226-7919
MAIL shidokansa@pref.okayama.lg.jp